

標 題：

マルタ籍船舶に備えるイマーショングーツ
及び保温具について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 420

Date : 平成 13 年 9 月 26 日

関係船主、造船所 各位

テクニカルインフォメーション No.160 でマルタ籍船の全閉型/自由降下進水式救命艇を備えない船舶に備えるイマーショングーツ及び保温具に関してお知らせしておりました。

今般、同要件を整理し、貨物船安全設備証書の免除証書発行等について以下のようにまとめましたのでお知らせいたします。

これに伴い、テクニカルインフォメーション No.160 は廃棄いたしますので連絡申し上げます。

記

適用	生存艇の種類	航行海域の制限	イマーショングーツ及び保温具の要件	貨物船安全設備証書の免除証書
全閉型又は自由降下進水式救命艇を備えない船舶	投下式救命いかだのみ	あり(*1)	搭載の必要なし	個船毎に政府の承認が必要発行しない。
		上記以外	各乗組員にイマーショングーツを1着	
	開放型救命艇又は、ダビット進水式救命いかだ	あり(*1)	搭載の必要なし	個船毎に政府の承認が必要発行する。
		あり(*2)	各開放型救命艇又は、ダビット進水式救命いかだに少なくとも3つのイマーショングーツ、及びイマーショングーツが与えられない各乗組員には1着の保温具	
		上記以外	各乗組員に1着	発行しない。(*3)

(注)

(*1) 北緯 20 度と南緯 20 度の間の海域のみを航行する船舶には、イマーショングーツ及び保温具を搭載する必要はない。

(*2) 北大西洋北緯 65 度、北太平洋北緯 55 度及び南緯 50 度で囲まれる海域、並びに 5 月 1 日から 11 月 30 日までの期間の東経 10 度以東のカテガット海域及びバレルト海

(*3) 上記(*2)の航行海域の制限を受け、貨物船安全設備証書の免除証書が発行されている船舶又は、貨物船安全設備証書に note として航行海域の制限が記載されている船舶で、同制限をはずす場合、各乗組員に1着のイマーショングーツが必要となる。本会はこれを確認の後、同証書及び SE Record を書換え発行する。

以上
本件について、ご不明な点がございましたら検査技術部(Tel. 03-5226-2027/2028、Fax: 03-5226-2029)までお問い合わせください。

敬具

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567